

賃貸借契約書（案）

秋田県平鹿地域振興局長 伝農 満（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）とは、下記の条項により大判カラー複合機の使用賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 この契約は、第2条に定める契約物件（以下「物件」という。）を乙が甲の使用に供するとともに、常時正常な状態で稼働し得るように保守及び消耗品（用紙及びインクカートリッジを除く）を供給することを目的とする。

（契約物件等）

第2条 契約物件及び設置条件は次のとおりとする。

機 種 等	数 量	設 置 場 所
○○○○	1台	平鹿地域振興局建設部

（賃貸借料及び消費税額）

第3条 使用賃貸借料は、月額○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額○○○○円）とする。
2 前項の消費税額及び地方消費税額は、使用賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 （入札金額の百分の五以上の額又は免除規定）

（契約期間）

第5条 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（設置の確認及び引渡し）

第6条 物件の引渡しの日は、甲乙協議して定めるものとする。
2 乙は、物件を第2条に定める設置場所に設置し、甲が使用できる状態にするものとする。
3 甲は、乙の立ち会いの上、仕様書に定めるところにより、物件が使用できる状態であることの確認を行うものとする。
4 甲は、前項の確認完了後、乙が物件の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物件の引渡しを受けなければならない。

5 乙は、物件が第3項の確認に合格しないときは、直ちに物件の修補又は取替えをした後、甲の確認を受けなければならない。

(設置費用等の負担)

第7条 この契約に基づく物件の設置及び撤去に要する全ての費用は、乙の負担とする。

(履行遅延の場合における延滞違約金)

第8条 乙の責に帰すべき事由により賃貸借期間の始期に物件を借受けることが出来ない場合においては、甲は、延滞違約金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の延滞違約金は、第3条で定める金額に1.2を乗じて得た額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(賃貸借料の支払)

第9条 乙は、毎月の賃借料を甲の定める手続きに従って、翌月以降に甲に対し請求するものとする。

2 甲は、乙から第1項による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 甲の責に帰すべき事由により前項の期間内に賃借料を支払えなかった場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(物件の保守)

第10条 乙は、物件を甲が常時正常な状態で使用できるよう、調整、修理または部品の交換等、所用の保守を行わなければならない。

2 乙は、物件が故障した場合は、甲の請求により直ちに乙の社員を設置場所に派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

(物件の交換又は改造)

第11条 物件の交換又は改造は、あらかじめ書面にて乙の承諾を得たうえ、甲の負担で行うものとする。

2 交換又は改造によって契約内容を改訂する必要がある場合は、変更契約の締結をするものとする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は契約不適合により機器の運転及び操作に支障または不能を生じたときは、速やかに補修、交換等の必要な処置を講じなければならない。

(物件の設置場所移転)

第13条 甲は、第2条に定める設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の同意を得なければならない。この場合において物件の移動は乙が実施し、その移転に要する費用は甲が負担するものとする。

(保険)

第14条 乙は物件につき、乙の費用で動産総合保険を付保しなければならない。

(損害賠償の請求)

第15条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって物件を毀損し、乙に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求できる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は賠償を甲に請求することができない。

(機密漏洩の禁止)

第16条 乙又は乙に係わる従業員は、保守その他の実施に当たって知り得た甲の業務上の機密を外部にもらし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を甲に請求することができない。

一 乙がこの契約に違反したとき。

二 乙が契約を履行することができないと甲が認めたとき。

三 乙から契約解除の申出があったとき。

四 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。

以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

五 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

六 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

七 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

八 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は解除部分に対応する10分の1に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。この場合において乙が契約保証金を納付しているときは、甲はその契約保証金を違約金に充当できるものとする。

(物件の返還)

第19条 第5条又は前条の規定によりこの契約が終了したときは、甲は、物件を速やかに乙に返還する

ものとする。

- 2 乙は、甲から連絡を受けたときは速やかに物件を引き取るものとする。
- 3 物件に欠損があった場合には、乙はその旨文書で確認するものとする。

(善良な管理者としての義務)

第20条 物件の所有権は乙に属し、甲は、該当物件を善良な管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第21条 甲及び乙は、互いに相手方の承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利又は義務を他人に譲渡し、又は継承させてはならない。

(疑義の解決)

第22条 この契約に定めのない事項又この契約について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議のうえこれを定めるものとする。

(紛争の処理)

第23条 前条の協議によってもなおこの契約の履行につき紛争が解決できない場合は、甲の所在地を管轄する裁判所で紛争を処理することができる。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 秋田県横手市旭川一丁目3番41号

秋田県平鹿地域振興局長 伝農 満 印

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 受注者は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、発注者に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第5 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施等)

第6 受注者は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た

個人情報をも不正な利益を目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

（再委託の禁止）

第7 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承認を得なければならない。承認を得た再委託の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- （1）再委託を行う業務の内容
- （2）再委託で取り扱う個人情報
- （3）再委託の期間
- （4）再委託が必要な理由
- （5）再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- （6）再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- （7）再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容
- （8）再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「受注者」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

（取得の制限）

第8 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第9 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(個人情報の安全管理)

第11 受注者は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置を講ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う業務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

第12 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、発注者からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受ける場合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、発注者に受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も、同様とする。
- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承認した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。

- 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は発注者の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第13 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。
 - 3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 4 受注者は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
 - 6 受注者は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、発注者に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

- 第14 受注者は、発注者からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

- 第15 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の処理に係る個人情報

の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、受注者及び再委託の相手方（第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。）に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 受注者は、発注者からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時の対応）

- 第16 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
- 4 発注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約の解除）

- 第17 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

- 第18 受注者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。